

全 体 (年 度) 評 価

◆ 総合評価

| 評 値 |
|-----|
| A |

○ 総合評価コメント

第3期中期目標期間の2年目を終え、企業ニーズに則した試験環境の充実や、職員の専門性向上、講習会・研修会等の拡充等により技術支援体制の強化が図られ、中期目標達成に向けた取り組みが進展した。県内企業等への技術移転事例や外部資金の獲得件数が目標値を大幅に上回ったほか、機器利用及び依頼試験・分析件数についても前年度に引き続き増加するなど、順調に進捗している。

また、共同研究や人材育成についても、IOT等の成長分野に対応するなど、企業ニーズを踏まえた積極的な取組が展開されており、今後、県内企業の高付加価値化や生産性向上に資することが期待される。さらに、財務内容は、効率的な業務運営により経費削減が進み、事業収入も増加している。

このような状況を踏まえ、総合評価を A（計画を上回って業務が進捗している）とする。

◆ 個別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県内企業が抱える技術的課題の解決に向けて、これまで地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下、センター）の利用実績がなかった未利用企業への積極的な訪問や、現地での技術相談・ニーズ調査など、現場重視のきめ細かい技術支援に努めている。

また、最新の国際規格に対応した試験機器の導入や小規模事業者に対する減免制度の活用等により、機器利用及び依頼試験・分析件数が着実に増加し、県内企業の製品開発、品質評価に貢献している。

産業人材の育成については、IOTや食品関係など技術的課題に応じた研究会や各種研修を強化し、次世代の新たな技術課題にも対応できる人材の育成に努めている。

また、食品産業の支援人材の育成については、技術を利益に結びつけるための連動性を持った研修テーマで構成されており、引き続き企業のマーケティング、経営等と食品加工技術との連携関係について理解が深まる研修を期待する。

外部資金を活用した県内企業や大学等との共同研究や受託研究の件数が大幅に増加したほか、研究成果等の企業への技術移転事例についても年度計画の数値目標を大きく上回るなど、県内企業の新事業の創出、新分野進出に効果的支援が実施されている。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

新たな取組として、関東圏域の企業を支援対象とする「広域首都圏輸出製品技術支援センター」の協力を得て、県内企業にも海外展開に向けた専門家相談が受けられるサービスを始めたほか、センターの電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所（以下、3研究所）が連携して医療機器開発に係る研究プロジェクトを立ち上げ、試作開発や特許出願につなげるなど、社会情勢の変化や新たな技術課題に対応して、機動的かつ効率的な業務運営が行われた。

職員の能力開発については、若手職員の専門性向上や外部機関とのネットワーク構築に向けて研修派遣が計画的に実施されているほか、学位取得を奨励するなど、職員の能力向上に努めている。

(3) 財務内容の改善に関する事項

情報共有データベースの活用、共通事務処理の一元化など、継続的に業務の効率化に努め、企業への支援サービス低下を招くことなく経費抑制を実行するとともに、利用料収入の増加や外部資金の獲得により、年度計画に比べて自己収入が約3割増加した点を評価する。

(4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

コンプライアンス体制の確立については、適切に取り組まれており、引き続き県民の信頼に応えることを期待する。環境負荷の低減についても、照明設備のLED化など概ね計画どおり進捗していると評価する。

人事に関する計画については、人的ネットワーク構築を目的に国立研究開発法人産業技術総合研究所への研修派遣に加え、重点分野の支援強化に向けた機械工学・食品工学分野の研究員採用など、企業支援体制の充実が図られた。限られた人員体制の中、中長期的観点で人事配置を行うことが重要であり、引き続き適切な人材の確保、任用に努めるよう期待する。

平成28年度 項目別評価

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細 目 | 自己評 価 | 項目別評 価単位 | 特記事項 |
|-------------------------------------|-----|-----|---|----------|-------------|--|
| I 中期目標の期間 【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】 | | | | | | |
| 手 優先課題として取り組むべき事項 | | | | | | |
| 1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 | A | A | (1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 | | | 1 県内企業が抱える技術的課題の解決に向けた現地支援、試験環境の整備、講習会・研修会の充実など、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下、センター)の企業への技術支援体制が強化されていると評価する。 (1)センターの利用実績がなかった県内企業への訪問(97社)や、現地での技術相談・ニーズ調査など、積極的な企業訪問(H28:885社←H27:814社)を展開している。また、日常的な技術相談だけでなく講習会・研究会(農産物加工出張相談会等)など支援体制も充実させていることを評価し、今後とも企業の技術的課題解決に寄与する取り組みを期待する。 |
| | A | A | (2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析 | | | (2)最新の国内外規格に対応した試験環境(電磁波規格(EMC)への対応)の整備や小規模事業者減免制度の活用促進などにより、センターの機器利用及び依頼試験・分析件数が前年度に引き続き増加(約13%増、特に依頼試験は約50%増)していることから、県内企業の製品開発、品質評価に貢献していると評価する。 |
| | A | A | (3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援 | | | (3)企業との共同研究の件数が大幅に増加(共同研究、H28:13テーマ←H27:7テーマ)しており、県内企業の新事業の創出、新分野進出に資する支援を実施していると評価する。 |
| 2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発 | | | (1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発 | A | A | (1)企業への技術移転事例(14件)が年度計画の数値目標(10件)を大きく上回っており、企業の技術力向上、利益貢献につながった事例からも、引き続き、出口(商品化、実用化)を見据えた研究開発が進むことを期待する。 (2)センターがコーディネートした産官学連携による成長3分野、農商工・6次産業化分野などの共同研究や受託研究の件数が大幅に増加(H28:20テーマ←H27:12テーマ)していることを評価する。 (3)成長分野である医療機器関連など4件の特許出願を行い、数値目標を達成した。特許集の発行や県内外での情報発信などによる普及活動に努めている。 |
| | A | A | (2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究 | B | B | |
| 3 鳥取県で活躍する産業人材の育成 | A | A | (3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及 | | | 技術相談、研究会や機器利用等の技術支援を交えた研修など人材育成支援の充実により、受講者数(H28:474人←H27:264人)及び参加企業数(H28:364社←H27:136社)ともに大きく増加している。IoTや食品関係など次世代の新たな技術課題に対応できる人材育成事業にも取り組んでいることを評価する。 |
| 4 産学金官連携の推進 | B | B | | | | 大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、企業を含めた共同研究で、その成果の権利化や事業化戦略について公益財団法人鳥取県産業振興機構機構(鳥取県知的所有権センター)とも連携している。具体的な案件に対する課題解決のため、今後とも産学金官連携ネットワークの効果的な活用・構築を期待する。 |
| 5 積極的な情報発信、広報活動 | B | B | | | | センターの情報発信や広報活動については、年度計画にもとづき定期的かつ継続的に実施されており、引き続き、効果的なプレスリース等により、さらに広く県民に情報発信することを期待する。 |

| ① 本格運営による業務の効率化・構造化の実績 | | | |
|---|---|---|---|
| | A | A | 1 「広域首都圏輸出製品技術支援センター」の協力を得て、県内企業にも海外展開に向けた専門家相談が受けられるサービスの提供を新規に展開している。また、大学とセンターの3研究所が連携して医療機器開発に係る研究プロジェクトを立ち上げ、試作開発や特許出願につなげるなど、機動的かつ効率的な業務運営が行われたと評価する。 |
| 2 職員の能力開発 | A | B | 2 課題別・専門分野別の研修等を計画的に進め、専門性向上や外部とのネットワーク構築による職員の能力開発を進めており、研究受賞(全国食品技術研究会賞)や、研究員による博士(農学)取得などにつながっている。今後、県内企業に寄与する成長分野での職員の能力開発がさらに進むことを期待する。 |
| ② 経営資源の効率化・構造化の実績 | | | |
| 1 予算の効率的運用 | A | A | |
| 2 自己収入の確保 | A | A | |
| 3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 | / | / | 1 情報共有データベース、共通事務処理の一元化など3研究所の連携や情報ネットワークの活用により継続的な業務の効率化に努めており、県内企業への支援サービスを低下させることなく経費抑制を実行していることを評価する。 |
| (1)予算(人件費の見積もりを含む) | / | / | 2 県内小規模事業者減免制度の普及等によりセンターの施設設備の利用が拡大し事業収入が増加した。また、共同研究等にて外部資金の獲得に努めており、年度計画に比べて自己収入が約3割増加した点を評価する。 |
| (2)収支計画 | / | / | |
| (3)資金計画 | / | / | |
| 4 短期借入金の限度額 | / | / | |
| 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 | / | / | |
| 6 剰余金の使途 | / | / | |
| ③ 環境負荷の低減と環境保全の実績 | | | |
| 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 | B | B | 1 コンプライアンス体制の確立については、各種法令の順守や規則等の改訂により適切に取り組んでいる。昨今、コンプライアンスの重要性が増していることから、今後とも県民の信頼に応えることを期待する。また、情報セキュリティ対策についても、引き続き徹底することが重要である。 |
| (1) 法令遵守及び社会貢献 | | | 2 環境負荷の低減については、照明設備のLED化など概ね計画どおり進捗していると評価する。 |
| (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 | | | |
| (3) 労働安全衛生管理の徹底 | | | |
| 2 環境負荷の低減と環境保全の促進 | B | B | |
| ④ 人事に関する計画・導入・実施の実績 | | | |
| 1 施設及び設備に関する計画 | / | / | 人事に関する計画については、国立研究開発法人産業技術総合研究所の招聘制度を活用するなど新たな取り組みを行っている。重点分野である機械工学・食品工学の研究員採用が行われ、企業支援体制の充実が図られていることから、引き続き適切な人材の確保、任用に努めるよう期待する。 |
| 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | / | / | |
| 3 人事に関する計画 | A | B | |

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表を県知事が承認するにあたっては、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。（地独法第34条第3項）

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

| チェック項目 | チェック結果 |
|--------------------|---|
| 提出期限の遵守（法第34条第1項） | 6月30日に財務諸表等を提出 |
| 必要な書類の提出（法第34条第2項） | 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書 |
| 監査報告書での考慮すべき意見 | 適正であるとの意見表示であり、指摘事項等の特段の意見はなかった。 |

(2) 表示内容の適正性

| チェック項目 | チェック結果 |
|-------------------------|--|
| 記載すべき事項について、遺漏がないか。 | 財務諸表等の提出を受けたすべての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。 |
| 計数は整合しているか。 | 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。 |
| 書類相互間における数値の整合性は取れているか。 | 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。 |

【参考】地方独立行政法人法

（財務諸表等）

- 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 (略)

中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剰余金の額の承認 に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」として、中期計画に定める剰余金の使途（※）に充てることができる。ただし、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条）

（※）鳥取県産業技術センターの中期計画に定める剰余金の使途

「4 剰余金の使途：決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。」

2 平成27年度決算における剰余金の概要

○剰余金 109,932千円

（内訳）

| | |
|---------------|----------|
| 自己収入の増加によるもの | 21,141千円 |
| 効率的な業務運営によるもの | 88,791千円 |

3 剰余金処分【案】

●目的積立金へ、109,932千円を計上

※中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能となる。

●積立金は0円（計上なし）

※損益計算において発生した損失に充当するもの。

【参考】剰余金を「目的積立金」に充当する場合の考え方

(1) 損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成27年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

(2) 剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると認められること。

○経営努力認定の考え方

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合（※）であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当であること。

（※）法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に、次のとおりとしたこと。

| 区分 | 具体的な内容 | 剰余金処分の取扱い |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 行うべき事業を行った場合 | 当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「B」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。 | 剰余金全額を「目的積立金」として処分 |
| 行うべき事業を行わなかつた場合 | 当該年度の項目別評価において、評価「C」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。 | 剰余金のうち、評価「C」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分 |

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政法人会計基準

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること。
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

目的積立金の推移

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 |
|--------|--------|----------------------|----------------|------------|
| 第1期 | 平成19年度 | 目的積立金 保有額金額 | 0 | 0 |
| | 平成20年度 | 積立額 (H19年度剩余金) | 83,678,384 | 44,398,480 |
| | | 取崩額 | △ 38,587,500 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 45,090,884 |
| | 平成21年度 | 積立額 (H20年度剩余金) | 43,767,553 | 38,374,249 |
| | | 取崩額 | △ 23,561,475 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 65,296,962 |
| | 平成22年度 | 積立額 (H21年度剩余金) | 35,570,612 | 21,614,370 |
| 第1期積立金 | | 取崩額 | △ 37,259,250 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 63,608,324 |
| | | 未処分剩余金 (H22年度剩余金) | 19,514,524 | 21,237,367 |
| | | 計 | 積立金保有額 | 83,122,848 |
| | | | 第2期へ繰越 | 県へ全額返還 |

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 |
|--------|--------|-------------------|----------------------|-------------|
| 第2期 | 平成23年度 | 積立額 (第1期剩余金) | 83,122,848 | 0 |
| | | 取崩額 | △ 13,944,000 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 69,178,848 |
| | 平成24年度 | 積立額 (H23年度剩余金) | 30,293,539 | 28,149,484 |
| | | 取崩額 | △ 58,570,209 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 40,902,178 |
| | 平成25年度 | 積立額 (H24年度剩余金) | 31,421,467 | 35,727,973 |
| | | 取崩額 | △ 36,417,500 | 0 |
| 第2期積立金 | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 35,906,145 |
| | 平成26年度 | 積立額 (H25年度剩余金) | 87,835,084 | 17,520,727 |
| | | 取崩額 | △ 65,319,000 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 58,422,229 |
| | | | 未処分剩余金 (H26年度剩余金) | 109,811,463 |
| | | 計 | 積立金保有額 | 168,233,692 |
| | | | 第3期へ繰越 | 県へ全額返還 |

目的積立金の推移

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 | |
|-------------|--------|------------------------|--------------|------------|--------------|
| 第 3 期 | 平成27年度 | 積立額 (第2期剩余金) | 168,233,692 | 0 | 168,233,692 |
| | | 取崩額 | △ 47,606,400 | 0 | △ 47,606,400 |
| | | 計 目的積立金 保有額金額 | 120,627,292 | 0 | 120,627,292 |
| | 平成28年度 | 積立額 (H27年度剩余金) | 97,570,586 | 16,057,528 | 113,628,114 |
| | | 取崩額 | △ 35,057,471 | 0 | △ 35,057,471 |
| | | 計 目的積立金 保有額金額 | 183,140,407 | 16,057,528 | 199,197,935 |
| | 平成29年度 | 積立額 (H28年度剩余金) | 86,426,405 | 23,505,458 | 109,931,863 |
| | | 取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 目的積立金 保有額金額 | 269,566,812 | 39,562,986 | 309,129,798 |
| | 平成30年度 | 積立額 (H29年度剩余金) | 0 | 0 | 0 |
| | | 取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 目的積立金 保有額金額 | 269,566,812 | 39,562,986 | 309,129,798 |
| | 第3期積立金 | 未処分剩余金 (H30年度剩余金) | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 積立金保有額 【剩余金処分(案)】 | 269,566,812 | 39,562,986 | 309,129,798 |
| 第4期へ繰越 | | | 県へ全額返還 | | |

【目的積立金による整備内容】

〔単位：円〕

| 年度 | 機器名等 | 導入年月日 | 取得額（円） | 財源内訳 |
|----------|-----------------------|-------------------|---------------|---|
| 平成 20 | プラスチック成形評価装置 | H21. 2. 25 | 55, 650, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 真空凍結乾燥機 | H21. 2. 23 | 21, 525, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 77, 175, 000 | 積立金取崩 38, 587, 500 国 38, 587, 500 |
| 21 | ファインショットblast | H21. 11. 25 | 3, 570, 000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | キャス試験機 | H21. 12. 9 | 6, 298, 950 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 強電界電磁波試験装置 | H22. 2. 23 | 37, 254, 000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 計 | | 47, 122, 950 | 積立金取崩 23, 561, 475 自転車振興会 23, 561, 475 |
| 22 | 高分解能揮発性有機化合物分析装置 | H22. 9. 13 | 19, 845, 000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 万能材料試験機 | H22. 10. 1 | 19, 183, 500 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 高解像画像処理装置 | H22. 12. 20 | 10, 500, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | X線回析装置 | H22. 12. 9 | 24, 990, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 74, 518, 500 | 積立金取崩 37, 259, 250 自転車振興会 19, 514, 250 国 17, 745, 000 |
| 23 | 非接触三次元デジタイザー | H23. 9. 27 | 29, 967, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 表面加飾作製装置 | H23. 10. 13 | 11, 865, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 計 | | 41, 832, 000 | 積立金取崩 13, 944, 000 自転車振興会 27, 888, 000 |
| 24 | 顕微レーザーラマン分析システム | H25. 2. 4 | 22, 365, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | スクラッチテスター | H25. 2. 12 | 12, 600, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 全自動分析装置 | H25. 2. 6 | 12, 495, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | におい識別装置 | H25. 3. 25 | 9, 492, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 酒造プラント室内改修工事関係（備品を含む） | H24. 12. 25 ほか | 16, 163, 700 | 左のうち濾過装置及び冷却機は積立金取崩1/2 国1/2、 その他は積立金取崩のみ |
| | 機械素材研究所駐車場舗装工事ほか大規模修繕 | H24. 7. 3 ほか | 17, 964, 240 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 91, 079, 940 | 積立金取崩 58, 570, 209 自転車振興会 14, 910, 000 国 17, 599, 731 |
| 25 | 音響分布解析装置 | H25. 12. 10 | 30, 943, 500 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | ハイブリッド型液体クロマトグラフ質量分析計 | H26. 3. 14 | 52, 206, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 83, 149, 500 | 積立金取崩 36, 417, 500 自転車振興会 20, 629, 000 国 26, 103, 000 |
| | 複合環境振動試験装置（振動試験装置） | H27. 2. 23 | 32, 119, 200 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| 26 | 複合環境振動試験装置（恒温恒湿槽） | H27. 2. 23 | 9, 828, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 転動流動造粒コーティング装置 | H27. 1. 30 | 15, 098, 400 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 攪拌造粒機 | H27. 1. 30 | 5, 994, 000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 減圧乾燥機 | H26. 12. 19 | 6, 253, 200 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 真空ガス置換包装機 | H26. 12. 19 | 2, 667, 600 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 高精度型3Dプリンター | H26. 5. 27 | 6, 809, 400 | 積立金取崩のみ |
| | 複合・大型3Dプリンター | H26. 7. 18 | 28, 350, 000 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 107, 119, 800 | 積立金取崩 65, 319, 000 自転車振興会 27, 964, 800 国 13, 836, 000 |

【目的積立金による整備内容】

〔単位：円〕

| 年度 | 機器名等 | 導入年月日 | 取得額（円） | 財源内訳 |
|----|-----------------------------------|-------------|--------------|---|
| 27 | マイクロスコープ | H27. 12. 7 | 10, 692, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | マクロスコープ | H27. 12. 17 | 7, 452, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | レーザーSPM複合顕微鏡・アクティブ除振台内蔵防音エンクロージャー | H28. 2. 2 | 21, 340, 800 | 積立金取崩1/2 国1/2 ただし、保守部分については補助対象外なので、積立金取崩対応 |
| | 高精度三次元計測機リフレッシュ | H27. 9. 29 | 12, 852, 000 | 積立金取崩のみ |
| | キセノンテスター | H27. 11. 11 | 17, 712, 000 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 70, 048, 800 | 積立金取崩 47, 606, 400 自転車振興会 12, 096, 000 国 10, 346, 400 |
| 28 | 伝導電磁波試験装置 | H29. 1. 12 | 49, 464, 000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 (上限30, 000千円) |
| | 真円度形状測定機 | H29. 3. 2 | 10, 368, 000 | 積立金取崩のみ |
| | プリント基板加工機 | H29. 3. 3 | 5, 225, 471 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 65, 057, 471 | 積立金取崩 35, 057, 471 自転車振興会 30, 000, 000 国 0 |

合計 657, 103, 961

地方独立行政法人法改正について

- 地方独立行政法人のサービス向上・機能強化を目的として、法人「P D C A サイクル」及び「ガバナンス強化」に向けた地方独立行政法人法が改正された（平成 29 年 6 月 9 日公布、平成 30 年 4 月 1 日から段階的に施行）。
- 総務省から今回の改正にかかる方針（P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入等）が示され、法人業績評価への関与等、評価委員会の役割に関し変更あり（別途、県条例等の改正が必要）。

1. 主な改正内容

(1) P D C A サイクルの実効性アップ

(中期目標に関すること)

- ① 設立団体が具体的な中期目標を設定すべきことを明確化（数値目標の指示等）

(業績評価に関すること)

- ② 毎事業年度の業績評価主体は、設立団体の長とされる
→（現行法）評価委員会が単独で実施
- ③ 中期目標期間の業績評価主体は、設立団体の長とされる
→（現行法）評価委員会が単独で実施
- ④ 中期目標期間の業績評価時期を 1 年前倒し。中期目標期間「最終年度」に見込み評価を行うこととされる 等
→（現行法）中期目標期間終了「翌年度」に評価を実施

評価手法（設立団体と評価委員会の役割等）は、設立団体の条例等で規定

(2) 法人のガバナンス強化

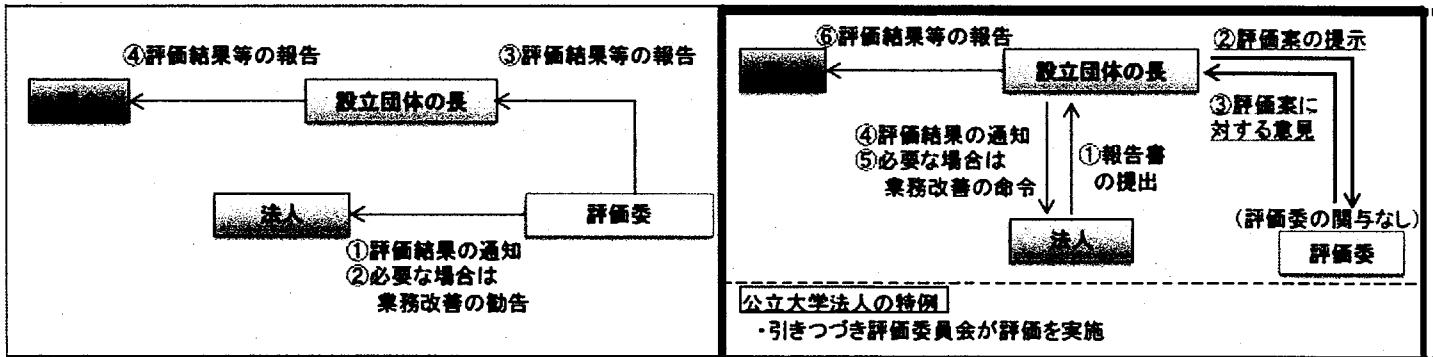
- ① 業務方法書への内部統制体制整備に関する記載を義務化
- ② 監事による法人役員の不正行為に関する報告等の義務を明確化
- ③ 理事長や監事の任命に際し、公募や推薦等の措置を講ずる努力義務規定が追加
- ④ 役員任期について、中期目標を基本とした P D C A サイクルを実効的にする観点から、中期目標期間（本県の場合 4 年間）への考慮規定が追加 等

2. 今後の対応

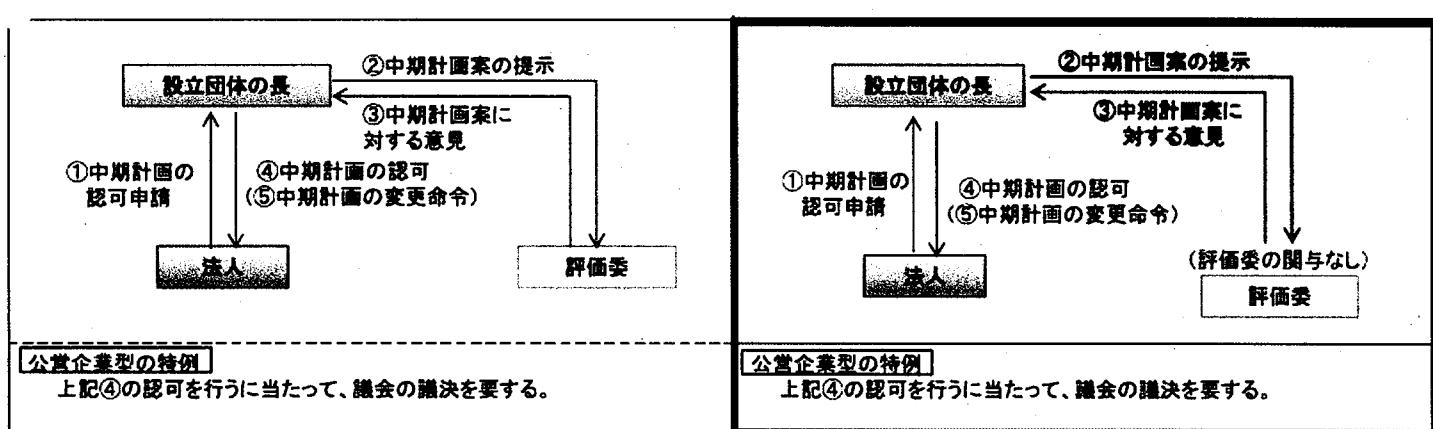
- ・ 「年度毎の法人業績評価」及び「②中期目標期間終了時に見込まれる法人業績評価」等にかかる評価手法について、改正法案の範囲内で県条例において規定する。（※改正法施行までの県条例改正が必要）

【参考】設立団体の長及び評価委員会の所掌の見直し

毎事業年度終了後の業績評価 赤字：法改正 緑字：条例で追加可能な事項の例



中期計画の許可 赤字：法改正 緑字：条例で追加可能な事項の例



中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価 赤字：法改正

